「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・ 共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点 的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

〇一般社団法人日本建設業連合会策定の「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」、一般社団法人日本埋立浚渫協会策定の「労務費等の適正な価格転嫁のための自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興 基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行 の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法、適正な請負契約の締結

不合理な原価低減要請を行いません。国土交通省が策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等 な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図ります。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、元請企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面(電子契約を含む)による下請契約の締結を徹底します。その際には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等も参照のうえで、元請・下請間で対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努めます。

② 工事代金等の支払条件

当社では、協力会社の経営の安定や健全性の確保をサポートし、より一層の良好な関係性を築くことを目的とし、下請代金及び資材購入代金等全ての支払について、2022年4月1日以降の契約分から全額現金払いとしております。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には可能な限り、取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、2024年5月、会社設立第100期にあたる2036年度に向けた「長期ビジョン2036」を策定し、「想いを築き、幸せを創造する」企業へと成長し続けるためのフェーズ1として、中期経営計画(2024~2026年度)を策定・公開しました。当計画における中長期的な取り組みとして、「パートナーシップ共創」及び「サステナビリティの推進」を掲げており、サプライヤーとの協業・協働体制の強化を通じて、公正かつ透明性の高い、持続的なサプライチェーンの構築を目指してまいります。

また、企業の社会的責任を果たすため、建設事業の健全な経営を通じて会社の永続的な発展を図り、お客様に高い付加価値を提供するとともに、地域社会、株主、社員、パートナーなど会社を取り巻くすべてのステークホルダーから信頼されるべく努めてまいります。

2022年3月1日 (2024年5月21日更新)

株式会社大本組代表取締役社長三宅啓一一企業名役職・氏名(代表権を有する者)